

追加型投信／海外／株式  
信託期間：2001年12月14日 から 無期限  
基準日：2026年8月31日  
決算日：毎年12月13日(休業日の場合翌営業日)  
回次コード：5846

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

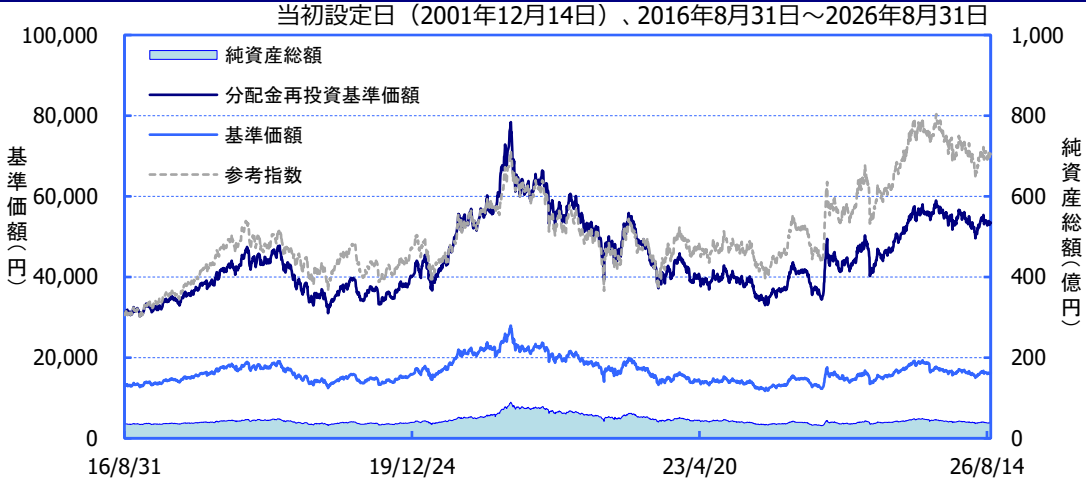
「基準価額・純資産の推移」

2026年8月31日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 16,121 円 |
| 純資産総額 | 37億円     |

期間別騰落率

| 期間   | ファンド     | 参考指数     |
|------|----------|----------|
| 1か月間 | -1.9 %   | -0.2 %   |
| 3か月間 | +0.7 %   | +2.1 %   |
| 6か月間 | -2.5 %   | -3.5 %   |
| 1年間  | +5.4 %   | +2.9 %   |
| 3年間  | +31.9 %  | +47.0 %  |
| 5年間  | -3.8 %   | +33.7 %  |
| 10年間 | +73.9 %  | +130.3 % |
| 設定来  | +434.5 % | +923.0 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※参考指数はMSCIチャイナ指数(税引後配当込み、円換算)です。運用成績と比較するベンチマークではありません。  
※グラフ上の参考指数はグラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

「分配の推移」

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)     | 分配金         |
|--------------|-------------|
| 第1～12期 合計：   | 12,400円     |
| 第13期 (14/12) | 800円        |
| 第14期 (15/12) | 0円          |
| 第15期 (16/12) | 0円          |
| 第16期 (17/12) | 850円        |
| 第17期 (18/12) | 0円          |
| 第18期 (19/12) | 200円        |
| 第19期 (20/12) | 2,200円      |
| 第20期 (21/12) | 0円          |
| 第21期 (22/12) | 0円          |
| 第22期 (23/12) | 0円          |
| 第23期 (24/12) | 1,000円      |
| 第24期 (25/12) | 1,800円      |
| 分配金合計額       | 設定来：19,250円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

「主要な資産の状況」

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 資産 | 銘柄数 | 比率     |
|-------------|----|-----|--------|
| 外国株式        |    | 85  | 99.0%  |
| コール・ローン、その他 |    |     | 1.0%   |
| 合計          |    | 85  | 100.0% |

| 国・地域別構成 | 国・地域名 | 比率    |
|---------|-------|-------|
| 中国      |       | 96.1% |
| 香港      |       | 2.9%  |

| 通貨別構成    | 通貨 | 比率    |
|----------|----|-------|
| 香港ドル     |    | 64.6% |
| オフショア人民元 |    | 26.6% |
| 米ドル      |    | 8.7%  |
| 日本円      |    | 0.1%  |

| 株式 業種別構成       | 業種名 | 比率    |
|----------------|-----|-------|
| 金融             |     | 22.3% |
| 一般消費財・サービス     |     | 20.4% |
| コミュニケーション・サービス |     | 11.7% |
| 資本財・サービス       |     | 9.5%  |
| ヘルスケア          |     | 8.5%  |
| 情報技術           |     | 7.3%  |
| 素材             |     | 5.1%  |
| 生活必需品          |     | 5.1%  |
| 公益事業           |     | 3.9%  |
| 不動産、他          |     | 5.2%  |

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。  
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。  
■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

| 組入上位10銘柄                          |                |       | 合計41.6% |
|-----------------------------------|----------------|-------|---------|
| 銘柄名                               | 業種名            | 国・地域名 | 比率      |
| TENCENT HOLDINGS                  | コミュニケーション・サービス | 中国    | 7.9%    |
| CHINA CONSTRUCTION BANK CORP H    | 金融             | 中国    | 6.4%    |
| ALIBABA GROUP HOLDING             | 一般消費財・サービス     | 中国    | 6.4%    |
| ZIJIN MINING GROUP LTD H          | 素材             | 中国    | 3.4%    |
| CHINA MERCHANTS BANK LTD H        | 金融             | 中国    | 3.3%    |
| KWEICHOW MOUTAI A                 | 生活必需品          | 中国    | 3.2%    |
| CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY A | 資本財・サービス       | 中国    | 2.9%    |
| BEONE MEDICINES AG                | ヘルスケア          | 中国    | 2.8%    |
| CHINA YANGTZE POWER LTD A         | 公益事業           | 中国    | 2.6%    |
| BYD H                             | 一般消費財・サービス     | 中国    | 2.5%    |

※比率は、純資産総額に対するものです。

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

## 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

### 【市場動向】

#### AI・半導体銘柄の動向に左右されて一進一退

中国株式市場は、前月末比でおおむね変わらずとなりました。上旬は、AI（人工知能）・半導体銘柄の買戻しと見られる動きや、アリババによる最新AIモデルの発表、ホルムズ海峡の航行再開期待を背景に上昇しました。その後は、テンセントの決算発表を受けてAI投資の拡大と収益化を巡る懸念が意識されたことなどから下落しました。下旬は、アリババの大型増資が重しとなったほか、米金利の動向に左右されて横ばい圏で推移しました。

為替は、月初に日米協調介入を受けて急速に円高米ドル安が進みましたが、その後は米利上げ観測の高まりや日本の財政を巡る懸念などから円安米ドル高が進行しました。その結果、前月末比では小幅な円高米ドル安となり、香港ドルは対円で下落しました。中国人民元は対米ドルで小幅に上昇したことから、対円ではおおむね横ばいとなりました。

### 【ファンドの運用状況】

#### 月間の動き

保有株式が下落したことが主なマイナス要因となり、月間の騰落率はマイナスとなりました。

保有株式については、決算発表後にAI投資の拡大と投資回収への警戒が強まったテック大手の下落が、主なマイナス要因となりました。

#### 運用のポイント

バリュエーションが魅力的であり、中核事業における強固な競争優位性を評価してテック大手を買い増した一方、利益確定のためプリント基板メーカーを一部売却しました。

### 【今後の展望・運用方針】

#### 市場展望

中国株式市場について、AI関連や先端製造業などを中心に、選別色の強い展開が続くとみています。同分野への関心は引き続き高い一方、市場では企業業績の質がこれまで以上に重視されており、持続的な利益成長が期待できる企業への評価が高まりやすい環境になると考えています。また、AI関連投資の持続性や景気動向を巡る議論から、市場の変動性は高まりやすい状況が続くとみています。

#### 運用方針

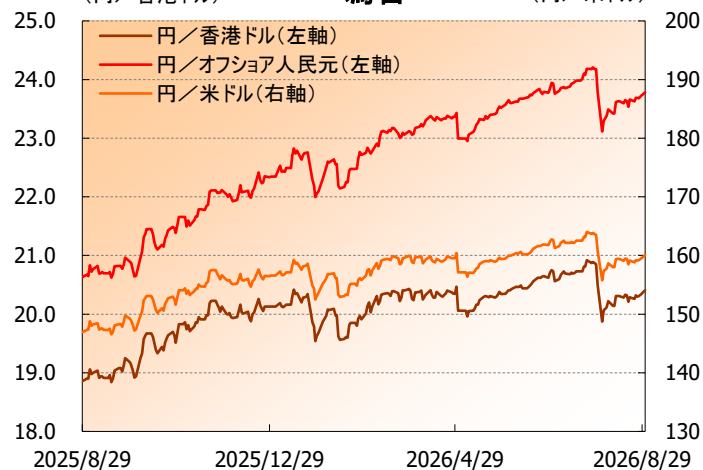
引き続き、消費の拡大や技術革新などの長期的なトレンドや、高い競争優位性を追い風に持続的な成長が見込まれ、株価バリュエーション面で魅力的な銘柄に注目して投資していく方針です。

(円／オフショア人民元)

(円／香港ドル)

為替

(円／米ドル)



香港 ハンセン総合指数



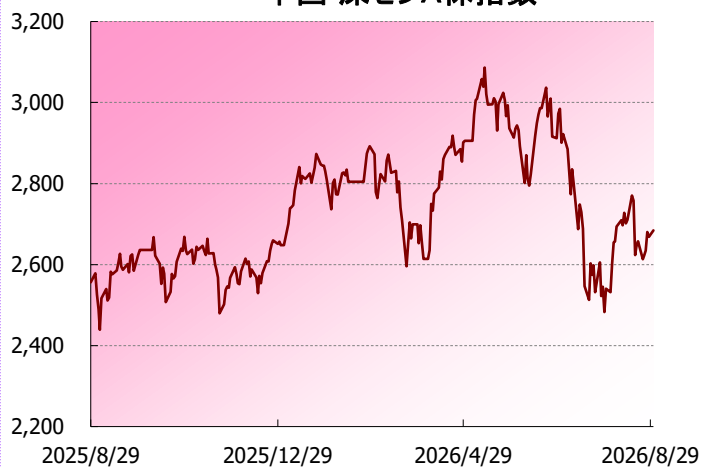
中国 上海A株指数



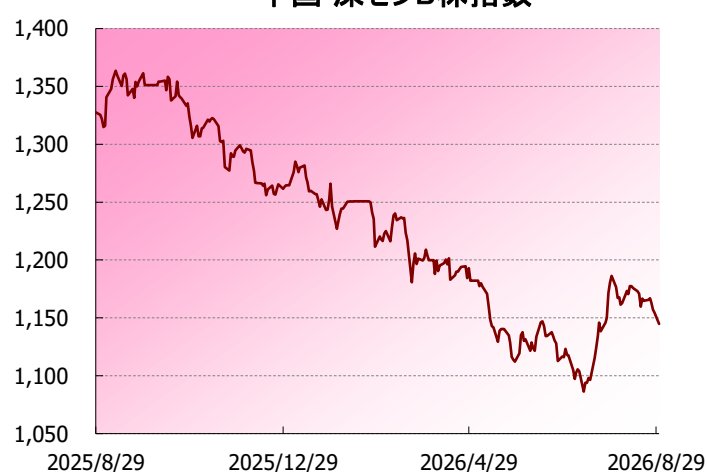
中国 上海B株指数



中国 深センA株指数



中国 深センB株指数



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[ <https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ]

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・中国および香港の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・中国および香港の株式に投資します。
- ・毎年 12 月 13 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価の変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 |
| 為替変動リスク                  | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。                                                               |
| カントリー・リスク                | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>特に、新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                    |
| その他                      | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                       |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料 率 等                                   | 費 用 の 内 容                              |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.3%(税抜3.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                  | —                                      |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                    | 料 率 等                         | 費 用 の 内 容                                                                 |
|--------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)   | <b>年率1.672%<br/>(税抜1.52%)</b> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1) | 委託会社                          | 年率0.71%                                                                   |
|                    | 販売会社                          | 年率0.71%                                                                   |
|                    | 受託会社                          | 年率0.10%                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料     | (注2)                          | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                             |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                  |
| 換金単位                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                             |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                             |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                    |
| 申込受付中止日                | 香港証券取引所の休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                       |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                               |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                                   |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合ならびに香港証券取引所が半休日の場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。                                              |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                                       |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                          |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ・チャイナ・ファンド

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号             | 加入協会    |                   |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                   | ○                       |                            |
| スルガ銀行株式会社                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |                   |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| アーク証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1号    | ○       |                   |                         |                            |
| アイザワ証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○                 |                         | ○                          |
| 安藤証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第1号    | ○       |                   |                         |                            |
| 岩井コスモ証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 永和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第5号    | ○       |                   |                         |                            |
| SMBC日興証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 岡三証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 岡三にいがた証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号  | ○       |                   |                         |                            |
| 岡安証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第8号    | ○       |                   |                         |                            |
| 共和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第64号   | ○       | ○                 |                         |                            |
| 極東証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号   | ○       |                   |                         | ○                          |
| 國府証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第70号   | ○       |                   |                         |                            |
| 寿証券株式会社                                    | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第7号    | ○       |                   |                         |                            |
| 篠山証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第16号   | ○       |                   |                         |                            |
| Jトラストグローバル証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第35号   | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 荘内証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第1号    | ○       |                   |                         |                            |
| 大和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 立花証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 東海東京証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 東武証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第120号  | ○       |                   |                         |                            |
| とちぎんTT証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号   | ○       |                   |                         |                            |
| 内藤証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                   |                         | ○                          |
| 南都まほろば証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |                   |                         |                            |
| 日産証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| ニュース証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第138号  | ○       | ○                 |                         |                            |
| 播陽証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第29号   | ○       |                   |                         |                            |
| ひろぎん証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                   |                         |                            |
| 二浪証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第6号    | ○       |                   |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 松阪証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号   | ○       |                   |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 丸三証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第167号  | ○       | ○                 |                         |                            |
| 三田証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第175号  | ○       |                   |                         |                            |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 水戸証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○                 |                         |                            |
| moomoo証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○                 |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                         |                            |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| むさし証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○       |                   |                         | ○                          |
| 明和證券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号 | ○       |                   |                         |                            |
| 豊証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第21号  | ○       |                   |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| リーディング証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第78号  | ○       |                   |                         |                            |
| リテラ・クレア証券株式会社                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○       |                   |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。